

山梨県立北病院 災害時発電機用燃料タンク修繕工事 請負契約書

契約番号

1 工 事 名 山梨県立北病院 災害時発電機用燃料タンク修繕工事

2 工 事 場 所 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

3 工 期 着手 令和 7 年 2 月 21 日
完成 令和 7 年 3 月 18 日 (午前)

4 請負代金額

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				¥							

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(請負代金額に110分の10を乗じて得た額) 円〕

5 契約保証金額 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程(平成22年4月1日規程第26号)第26条第1項第3号の規定により、契約保証金は免除するものとする。

6 支払条件 工事完了後に乙の請求に基づいて支払うものとする。

7 遅延利息 甲は、自己の責に帰すべき事由により契約額の支払いを遅延した時は、乙に対して、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定めるところにより、遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を、支払うものとする。

8 違約金及び損害賠償 甲は、乙の責めに帰すべき事由により乙が作業を完了しないとき又は完了する来込みがないと甲が認める時、この契約を解除することができ、乙は、違約金として、契約額及び消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。
また、上記による工期の遅延により甲に損害が生じた場合、上記違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

9 支払条件 工事完了後に全額を乙の請求に基づいて支払うものとする。

10 暴力団員であることが判明した場合 乙が、契約後、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77法)第2条第6号に規程する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であることが判明した時、甲は契約を解除し、乙は、8に規定する違約金及び損害賠償金のとおりその損害を賠償するものとする。

上記の工事について契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年2月21日

契約担当者(甲) 職 名 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立北病院
氏 名 院長 宮田 量治 (印)

請 負 者(乙) 住 所
商号又は名称
氏 名 (印)